

講演会へのお誘い



夫婦別姓と

憲法九条

と き : 11月26日(土)13時30分~15時30分

と ころ : エル・パーク仙台 セミナーホール
141ビル5階 (仙台三越定禅寺通り館)

講 師 : 小島 妙子氏 (弁護士)

参加費 : 500円

いまま民法では、夫婦は同姓でなければならないと定められています。結婚前の姓を捨てるのは圧倒的に女性の方です。そのため、結婚を前後してその人が同一人物であることを示すのに手間取り、人格を軽んじることになっているのでは無いでしょうか。同姓の強制は個の否定につながるという別姓の主張が、憲法九条とどう関わるのか考えたいと思います。



《講師プロフィール》

東北大学法学部卒業、弁護士登録(仙台弁護士会)。

日本弁護士連合会 両性の平等に関する委員会委員、ジェンダー法学会理事。

主要著書

- ・『夫婦法の世界』(共著、信山社、1995年) ・ロナルド・ドゥオーキン著
- 『ライフズ・ドミニオン - 中絶と尊厳死そして個人の自由』(共訳、信山社1998年)
- ・『ドメスティック・バイオレンスの法』(信山社、2002年)
- ・『ジェンダーと法1』(共著、信山社、2004年) ・『実務ジェンダー法講義』(共著、民事法研究会、2007年) ・『職場のセクハラ』(信山社、2008年)

連絡先 ☎022-248-3718(一戸) 又は 271-8087(岡)

企 画 宮城女性九条の会

主 催 (財)せんだい男女共同参画財団